を

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「36の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「37の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「38の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「39の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「別表六の二（十六）」を「別表六の二（十七）」に改める。

別表六の11(十一)の表中

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十六）「52の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二（十七）「45の②」）

に、

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十六）「48の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十六）「49の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十六）「50の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十六）「51の②」）

を

平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「41の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「42の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「43の②」）
平　・　・ 平　・　・ （別表六の二（十七）「44の②」）

に改め、同表の記載要領第11号中「別表六（二十）の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなつた事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額　㉛」の」を「別表六（二十一）の「11」の金額から「28」の金額を控除した」に改め、同第11号中「別表六の二（十六）」を「別表六の二（十七）」に改める。